



(事業の廃止)

**第十五条** 保証事業等の廃止に伴う第十条の特別の会計に係る残余財産の帰属その他の措置については、別に法律で定める。

(権限の委任)

**第十六条** 財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を国税庁長官に委任することができる。

**第十七条** この法律に定めるもののほか、保証事業等に係る財務及び会計に関する事項その他この法律の実施について必要な事項は、財務省令で定める。

(罰則)

**第十八条** 第十四条において準用する酒類業組合法第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して偽りの陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第二** 中央会の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、保証事業等に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、中央会に対して同項の罰金刑を科す。

**第十九条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をした中央会の役員は、十万円以下の過料に処する。

**一** この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

**二** 第七条第四項(第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

**三** 第十三条规定による財務大臣の命令に違反したとき。

附 則 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。附 則 (昭和五三年四月二七日法律第三  
四号) 抄(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。附 則 (昭和五三年四月二七日法律第三  
一〇九号) 抄(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。附 則 (昭和五九年四月一三日法律第一  
四号) 抄(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。附 則 (昭和五九年四月一三日法律第一  
一〇九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**四** 次に掲げる規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)は、イ及びロハ附則第一百十条の規定(施行期日)。

**五** 附則(平成六年三月三一日法律第二四号)抄

**六** 附則(平成六年三月三一日法律第二四号)抄

**七** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**八** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**九** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十一** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十二** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十三** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十四** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十五** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十六** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十七** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十八** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十九** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**二十** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**二** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**三** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**四** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**五** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**六** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**七** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**八** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**九** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十一** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十二** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十三** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十四** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十五** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十六** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

される場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(訴えの提起についても、なお従前の例による)。

**第二百二十三条** この附則に規定するもの(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるもの(起訴に對する経過措置)。

**第一条** この法律は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**二** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**三** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**四** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**五** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**六** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**七** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**八** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**九** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十一** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十二** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十三** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十四** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十五** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄

**十六** 附則(平成二年三月三一日法律第六号)抄